

この条例は、公布の日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十一月十三日

大分県知事  
佐藤樹一郎

大分県条例第四十三号

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例

**第一条** 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次の  
よう改正する。

別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部中「たい積行為」を「堆積行為」に、「六五、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事」に、「切土又は盛土する」を「盛土又は切土をする」に改め、「(以下この部において)「宅地造成区域」という。」を削り、「一二、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、

一、○○○平方メートルを超える内  
○○○円を一件三一、○○○

一、○○○平方メートルを超える二、○	○○○平方メートル以内	二、○○○平方メートルを超える三、○	○○○平方メートル以内
一件	六二、○○○	一件	四四、○○○

「三、〇〇〇平方メートルを」を「三、〇〇〇平方メートルを」に、「四七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一一二八、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「四九八、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「六四一、〇〇〇円」に改め、

同項に次のように加える。

積の面積を積行う土地の面積									
五〇〇平方メートル以内									
○、○〇〇平方メートルを超え一 る	五〇〇、○〇〇平方メートル以内	二、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え二 る	三、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え三 る	四、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え四 る	五、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え五 る	六、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え六 る	七、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え七 る	八、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え八 る	九、○〇〇、○〇〇平方メートルを超え九 る
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	二件	二件	二件
一三八、○円	一二四、○円	七八、○円	五八、○円	四四、○円	三七、○円	三四、○円	二四、○円	二一、○円	一八、○円

請手数料の項を次のように改める。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更

造成等工規事區制內域

			宅地造成等工事申請手数料におけるお内規制区域の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部に次のように加える。
			別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部に次のように加える。
更 土石の堆積に関する工事の計画の変更	三 一又は二以外の変更については、一 ○、○○○円	三 一又は二以外の変更については、一 ○、○○○円	三 一又は二以外の変更については、一 ○、○○○円
一 工事の設計の変更 (二)のみに該当する 場合を除く。)につ いては、土石の堆積	一 算した金額 一 〇〇〇円	一 り算定し た金額が 一 三八、 一 〇〇〇円	一 記によ り算定し た金額が 一 三八、 一 〇〇〇円
一 超え 一、 〇〇〇平方メートルを	五 〇〇平方メートル以内	五 〇〇平方メートル以内	五 〇〇平方メートル以内
一件	一件	一件	一件
一二、 〇〇〇	一一、 〇〇〇 円	一一、 〇〇〇 円	一一、 〇〇〇 円

盛土特定における区域制等規制			又は造成地の盛工事検査手数料									
面積の土地を切又は盛る土をす			ル以内									
一、〇〇〇平方メートルを超える内ル以内	五〇〇平方メートルを超える内ルを超える	五〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	七〇、〇〇〇平方メートルを超える	四〇、〇〇〇平方メートルを超える	二〇、〇〇〇平方メートルを超える	一〇、〇〇〇平方メートルを超える	五、〇〇〇平方メートルを超える	三、〇〇〇平方メートルを超える	二、〇〇〇平方メートルを超える	超え三、〇〇〇平方メートル	超え五、〇〇〇平方メートル
一件	四四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇以内

令和六年十二月二十三日

大分県報号外  
(条例)

積の土石を堆積の土石			又は工事積の土石を申請手数料									
面積の土地を行う			ル以内									
二、〇〇〇平方メートルを超える内ル以内	一、〇〇〇平方メートルを超える内ルを超える	五〇〇平方メートルを超える内ル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	七〇、〇〇〇平方メートルを超える	四〇、〇〇〇平方メートルを超える	二〇、〇〇〇平方メートルを超える	一〇、〇〇〇平方メートルを超える	五、〇〇〇平方メートルを超える	三、〇〇〇平方メートルを超える	二、〇〇〇平方メートルを超える	超え三、〇〇〇平方メートル	超え五、〇〇〇平方メートル
一件	二一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	六四二、〇〇〇円	四九八、〇〇〇円	三五四、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	一〇以内

一五

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（条例）

特定盛土規制区域内における特定盛土工事の面積				積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行なう土地の面積( )に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額							
面積の土地の盛土をする土又は盛土											
超え三、〇〇〇平方メートル以内	一、〇〇〇平方メートルを超える内	五〇〇平方メートル以内	五〇〇平方メートル以内	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	ル以内
二、〇〇〇平方メートルを超える内	一、〇〇〇平方メートル以内	五〇〇平方メートルを超える内	五〇〇平方メートル以内	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	超え五、〇〇〇平方メートル以内
令和六年十二月二十三日											

(大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)								査手料
<b>第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。</b>								
別表第一の一の項の事務の欄の第一号を次のように改める。	一 条例第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる手数料の徴収を行うこと。	1 旅券法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るもの)を除く。)	2 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務に係る次の手数料(土石の堆積に関するもの)を除く。)	工事に係るもの)を除く。)	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	七〇、〇〇〇平方メートルを超える一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	二〇、〇〇〇平方メートルを超える四〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超える二〇、〇〇〇平方メートル以内
(3) (2) (1) 工事に係るもの)を除く。)	宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料	宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料	宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料	一件	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

料

別表第一の一の項の市町村の欄中「各市町村」の下に「(ただし、事務の欄の第一号2にあっては、別府市とする。)」を加え、同表の二十八の項を次のように改める。

二十八 宅地 造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項中の「法」といいう。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項中の「施設行為規則」といいう。）及	一 法第十二条第一項の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事（以下この項において「工事」という。）を許可すること。
	二 法第十二条第三項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十二条第一項の許可に必要な条件を付すること。
	三 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。
	四 法第十四条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付又は不許可の通知をすること。
	五 法第十五条第一項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国又は県等からの工事についての協議を受けること。
	六 法第十六条第一項の規定に基づき、工事の変更を許可すること。
	七 法第十六条第二項の規定に基づき、工事の軽微な変更の届出を受理すること。
	八 法第十七条第一項の規定に基づき、工事の完了検査をすること。
	九 法第十七条第二項の規定に基づき、検査済証を交付すること。
	十 法第十八条第一項の規定に基づき、工事の中間検査をすること。
	十一 法第十八条第二項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。
	十二 法第十九条第一項の規定に基づき、工事の定期の報告を受理すること。
	十三 法第二十条第一項から第三項までの規定に基づき、工事の許可を取り消し、当該工事の施行の停止等を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。
十四 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自ら災害防	十五 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。
	十六 法第二十二条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域指定の際に当該規制区域内において行われている工事の届出を受理すること。
	十七 法第二十二条第二項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。
	十八 法第二十二条第三項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内の土地において政令で定める工事をする者の届出を受理すること。
	十九 法第二十二条第四項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者の届出を受理すること。
	二十 法第二十二条第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
	二十一 法第二十三条第一項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことなどを命ずること。
	二十二 法第二十三条第二項の規定に基づき、土地の所有者等以外の者に対する、同条第一項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずること。
	二十三 法第二十四条第一項の規定に基づき、その職員に、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査させること。
	二十四 法第二十五条の規定に基づき、土地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。
	二十五 施行規則第八十八条の規定に基づき、確認済証の交付を受けるために要する証明書等を交付すること。
	二十六 前各号に掲げるもののほか法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものを行うこと。

止措置の全部又は一部を講ずること及び必要な公告をすること。

十五 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。

十六 法第二十二条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域指定の際に当該規制区域内において行われている工事の届出を受理すること。

十七 法第二十二条第二項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。

十八 法第二十二条第三項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内の土地において政令で定める工事をする者の届出を受理すること。

十九 法第二十二条第四項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者の届出を受理すること。

二十 法第二十二条第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。

二十一 法第二十三条第一項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行ふことを命ずること。

二十二 法第二十三条第二項の規定に基づき、土地の所有者等以外の者に対する、同条第一項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずること。

二十三 法第二十四条第一項の規定に基づき、その職員に、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査させること。

二十四 法第二十五条の規定に基づき、土地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。

二十五 施行規則第八十八条の規定に基づき、確認済証の交付を受けるために要する証明書等を交付すること。

二十六 前各号に掲げるもののほか法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものを行うこと。

こと。

#### 第八条を次のように改める。

##### 第八条 削除

第九条第一項第二号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第三項中「又は生活の安土砂等の堆積行為の規制に関する条例」を「大分県

土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項の事務の欄の第一号及び第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同欄の第三号を削り、同欄の第四号を同欄の第三号とし、同欄の第五号を同欄の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第十二条第四号ただし書の規定に基づき、浸透水を採取するために必要な措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると認めるること。

別表第二の三十七の項の事務の欄の第十五号中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同欄の第十六号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄の第十七号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同欄の第十八号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同欄中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同欄の第二十八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同号を同欄の第二十六号とし、同欄の第二十九号を同欄の第二十七号とする。

（大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（一部改正）  
第三条 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

目次中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第一条中「並びに災害の発生」及び「とともに、生活の安全を確保する」を削る。

第二条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、「かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するためには必要な措置が図られ」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第三条第一項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第二章の章名中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第六条第一項及び第三項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に、「土壤の汚染及び水質の汚濁」を「土壤汚染等」に改める。

る。

六号中「及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の区域」を削り、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改め、「当該特定事業場の構造が」を削り、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第十一条第一項第一号イ中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削り、同項第三号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同項第四号を削り、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると知事が認めた場合においては、この限りでない。

第十一条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項を削る。

第十四条中「安全基準」を「土砂基準」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改め、同条第三号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十五条中「の各号」を削り、同条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第十五条第二号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十六条第一項中「内の土壤」を「（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壤」に改め、同条第四項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十七条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十八条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改め、同条第二項中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうか」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十二条第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「位置」を「所在地」に改め、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十三条第一項第七号中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十四条中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十九条第一号中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削る。

第三十一条第一号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

（大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正後の大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（以下「新土砂条例」という。）第四章の規定（新土砂条例第十五条及び第十六条の規定を除く。以下同じ。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する特定事業について適用し、施行日前に工事に着手した特定事業（当該特定事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十三条第一項又は第三十一条第一項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。）については、なお従前の例による。

3 盛土規制法第十二条第一項ただし書又は第三十条第一項ただし書に規定する工事に係る特定事業については、前項の規定にかかわらず、新土砂条例第四章の規定を適用する。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部の規定及び第二条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十七の項の規定の適用については、なお従前の例による。

##### （罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 一 郎

大分県条例第四十四号

#### 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「城南西二丁目」の下に「、深河内一丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「上宗方南三丁目」の下に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和七年一月十一日から施行する。